

令和元年度 雲南市公営企業経営健全化審査意見書

第1 審査の種類

資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項）
なお、この審査は雲南市監査基準に準拠して実施した。

第2 審査の対象

- 1 令和元年度 資金不足比率
- 2 算定の基礎となる事項を記載した書類

算定対象会計

公 営 企 業	法適用	水道事業会計
		工業用水道事業会計
		病院事業会計
法非適用	生活排水処理事業特別会計	

第3 審査の実施場所及び日程

実施場所：雲南市役所会議室

日 程：令和2年8月3日から令和2年8月14日まで（12日間）

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、関係職員から説明を受け実施した。

第5 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 資金不足比率

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものである。

資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減	経営健全化基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	20.0
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	—	
病 院 事 業 会 計	—	—	—	
生活排水処理事業特別会計	—	—	—	

※資金不足比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。

令和元年度決算に基づく、雲南市の公営企業の資金不足比率は、いずれの会計とも資金不足額はなく、資金不足比率は算出されなかった。

【経営健全化基準の適用】

資金不足比率が経営健全化基準以上の場合は、議会の議決を経て「経営健全化計画」を定めることとなる。

(1) 法適用企業

資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	会計年度	流動負債	企業債等	流動資産	控除財源	資金剰余額
水道事業会計	令和元年度	586,069	483,504	1,882,966	0	1,780,401
	平成30年度	537,991	474,278	1,747,474	0	1,683,761
	増減額	48,078	9,226	135,492	0	96,640
工業用水道事業会計	令和元年度	37,272	34,632	144,138	0	141,498
	平成30年度	40,168	36,345	159,803	0	155,980
	増減額	△2,896	△1,713	△15,665	0	△14,482
病院事業会計	令和元年度	713,511	351,742	1,822,665	0	1,460,896
	平成30年度	1,203,522	380,591	2,275,439	0	1,452,508
	増減額	△490,011	△28,849	△452,774	0	8,388

※ (資金剰余額=流動資産-控除財源-(流動負債-企業債等))

いずれの会計も、資金不足額を生じていない。

(2) 法非適用企業

資金剰余額の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

区 分	会計年度	資金剰余額
生活排水処理事業特別会計	令和元年度	48,111
	平成30年度	4,170
	増減額	43,941

特別会計も、資金不足額を生じていない。

第6 まとめ

公営企業における法適用企業の会計は、いずれも資金剰余額を生じている。水道事業会計は前年度に比べ96,640千円増加し1,780,401千円、工業用水道事業会計は前年度に比べ14,482千円減少し141,498千円、病院事業会計は前年度に比べ8,388千円増加し1,460,896千円となった。いずれも資金不足はない。

また、法非適用企業の生活排水処理事業特別会計でも同じく資金剰余額を生じている。前年度に比べ43,941千円増加し48,111千円となり、資金不足はない。

この資金不足比率は、公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであるが、当年度は資金不足額を生じていないため、健全段階の範囲となっている。

第7 審査意見

公営企業の健全化判断を示す資金不足比率は、いずれの会計においても資金の不足が生じていないため、該当の数値はなく特に指摘すべき事項はない。国の示す基準では健全段階の範囲となっているが、この経営健全化基準（20.0%）はあくまでも公営企業の不健全な状態を示す目安に過ぎず、今後もこの基準に近づかない事業運営を推進するよう望むものである。